

特定教育・保育施設の利用定員について

1 利用定員とは

「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における施設・事業者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のことで、施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえた上で、「認可定員」の範囲内で定める定員のことで

「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき久留米市が定めますが、設定に際しては、子ども・子育て会議の意見聴取をおこなうことが、子ども・子育て支援法で規定されています。

※「認可定員」とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。特定教育・保育施設のうち幼稚園については福岡県が行います。

2 子ども・子育て会議における意見徴収

今回の審議は、学校法人津福今幼稚園が経営する津福今幼稚園の新制度移行確認に関し、利用定員についてご意見をいただくものになります。

(子ども・子育て支援法第31条の規定による。)

特定教育・保育施設における利用定員の設定(案)

保育の提供区域	区分	施設名称	利用定員	認可定員
中央西部	移行	学校法人津福今幼稚園 津福今幼稚園（西町） 南校区	184名	210名

過去3年の園児数（3月1日現在）

津福今幼稚園

年度	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
30	20名	58名	62名	60名	200名
31 (R1)	18名	63名	60名	64名	205名
R2	24名	52名	50名	60名	195名

今後2年間の教育認定園児数の見込み

年度	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
R3	21名	54名	48名	55名	178名
R4	24名	50名	54名	48名	176名